

報告 5 号

長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例―(案)―要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明																									
1 改正の理由	長野県学校職員に支給される寒冷地手当の額が改定されるため、この条例で定める長野市立学校の学校職員（以下「学校職員」という。）についても同様に措置することに伴い、改正するもの																									
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係）</p> <p>学校職員に対して令和 7 年度に支給する寒冷地手当の月額を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="531 909 1366 1352"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行 (令和 6 年度)</th> <th>改定後 (令和 7 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 世帯主である学校職員のうち、扶養親族のある者</td> <td>19,800円</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 世帯主である学校職員のうち、ア以外の者</td> <td>11,400円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ ア及びイ以外の学校職員</td> <td>8,200円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正（第 2 条関係）</p> <p>学校職員に対して令和 8 年度に支給する寒冷地手当の月額を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="531 1529 1366 1964"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改定前 (令和 7 年度)</th> <th>改定後 (令和 8 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 世帯主である学校職員のうち、扶養親族のある者</td> <td>16,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 世帯主である学校職員のうち、ア以外の者</td> <td>9,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ ア及びイ以外の学校職員</td> <td>6,000円</td> <td>改定なし</td> </tr> </tbody> </table>		区分	現行 (令和 6 年度)	改定後 (令和 7 年度)	ア 世帯主である学校職員のうち、扶養親族のある者	19,800円	16,000円	イ 世帯主である学校職員のうち、ア以外の者	11,400円	9,000円	ウ ア及びイ以外の学校職員	8,200円	6,000円	区分	改定前 (令和 7 年度)	改定後 (令和 8 年度)	ア 世帯主である学校職員のうち、扶養親族のある者	16,000円	15,000円	イ 世帯主である学校職員のうち、ア以外の者	9,000円	8,000円	ウ ア及びイ以外の学校職員	6,000円	改定なし
区分	現行 (令和 6 年度)	改定後 (令和 7 年度)																								
ア 世帯主である学校職員のうち、扶養親族のある者	19,800円	16,000円																								
イ 世帯主である学校職員のうち、ア以外の者	11,400円	9,000円																								
ウ ア及びイ以外の学校職員	8,200円	6,000円																								
区分	改定前 (令和 7 年度)	改定後 (令和 8 年度)																								
ア 世帯主である学校職員のうち、扶養親族のある者	16,000円	15,000円																								
イ 世帯主である学校職員のうち、ア以外の者	9,000円	8,000円																								
ウ ア及びイ以外の学校職員	6,000円	改定なし																								

(3) 長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正（第3条関係）

学校職員に対して令和9年度に支給する寒冷地手当の月額を次のように改める。

区分	改定前 (令和8年度)	改定後 (令和9年度)
ア 世帯主である学校職員のうち、扶養親族のある者	15,000円	14,000円
イ 世帯主である学校職員のうち、ア以外の者	8,000円	改定なし
ウ ア及びイ以外の学校職員	6,000円	改定なし

3 施行期日等	令和7年11月1日から施行する。ただし、(2)については令和8年4月1日から、(3)については令和9年4月1日から施行する。	
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定	9月26日
	(2) 庁議の決定	月 日

長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例—(案)—

第1条 長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（扶養手当）」に改め、同条中「及び寒冷地手当」を削る。

第12条の11の次に次の3条を加える。

（寒冷地手当の支給）

第12条の12 寒冷地手当は、11月から翌年の3月までの期間（第12条の14において「支給期間」という。）内における各月の初日（次条において「基準日」という。）に在職する学校職員に対して支給する。

（寒冷地手当の額）

第12条の13 寒冷地手当の月額は、基準日における次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 世帯主（主としてその収入によつて世帯の生計を支えている者をいう。次号において同じ。）である学校職員であつて、長野市職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第25号）第8条第2項に規定する扶養親族又は他に生計の途がなく、主として、その学校職員の扶養を受けている配偶者のあるもの（教育委員会が定める学校職員を除く。） 16,000円

(2) 世帯主である学校職員であつて、前号に掲げる学校職員以外のもの 9,000円

(3) 前2号に掲げる学校職員以外の学校職員 6,000円

（寒冷地手当の支給方法）

第12条の14 寒冷地手当は、支給期間内において、給料の支給方法に準じて支給する。

第2条 長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の13第1号中「16,000円」を「15,000円」に改め、同条第2号中「9,000円」を「8,000円」に改める。

第3条 長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の13第1号中「15,000円」を「14,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から、第3条の規定は令和9年4月1日から施行する。

（委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

長野市立学校職員の給与に関する条例 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第96号</p>	<p>○長野市立学校職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第96号</p>
<p><u>(扶養手当)</u></p>	<p><u>(扶養手当等)</u></p>
<p>第12条 学校職員の扶養手当については、長野市職員の例による。</p>	<p>第12条 学校職員の扶養手当<u>及び寒冷地手当</u>については、長野市職員の例による。</p>
<p>第12条の11 略</p>	<p>第12条の11 略</p>
<p><u>(寒冷地手当の支給)</u></p>	
<p>第12条の12 <u>寒冷地手当は、11月から翌年の3月までの期間（第12条の14に</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>おいて「支給期間」という。）内における各月の初日（次条において「基</u></p>	
<p><u>準日」という。）に在職する学校職員に対して支給する。</u></p>	
<p><u>(寒冷地手当の額)</u></p>	
<p>第12条の13 <u>寒冷地手当の月額は、基準日における次の各号に掲げる学校職</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p>	
<p><u>(1) 世帯主（主としてその収入によつて世帯の生計を支えている者をい</u></p>	
<p><u>う。次号において同じ。）である学校職員であつて、長野市職員の給与</u></p>	
<p><u>に関する条例（昭和41年長野市条例第25号）第8条第2項に規定する扶</u></p>	
<p><u>養親族又は他に生計の途がなく、主として、その学校職員の扶養を受け</u></p>	
<p><u>ている配偶者のあるもの（教育委員会が定める学校職員を除く。）</u></p>	
<p><u>16,000円</u></p>	
<p><u>(2) 世帯主である学校職員であつて、前号に掲げる学校職員以外のもの</u></p>	
<p><u>9,000円</u></p>	
<p><u>(3) 前2号に掲げる学校職員以外の学校職員 6,000円</u></p>	
<p><u>(寒冷地手当の支給方法)</u></p>	
<p>第12条の14 <u>寒冷地手当は、支給期間内において、給料の支給方法に準じて</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>支給する。</u></p>	

長野市立学校職員の給与に関する条例 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第96号 (寒冷地手当の額)</p> <p>第12条の13 寒冷地手当の月額は、基準日における次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 世帯主（主としてその収入によつて世帯の生計を支えている者をいう。次号において同じ。）である学校職員であつて、長野市職員の給与に関する条例第8条第2項に規定する扶養親族又は他に生計の途がなく、主として、その学校職員の扶養を受けている配偶者のあるもの（教育委員会が定める学校職員を除く。） <u>15,000円</u></p> <p>(2) 世帯主である学校職員であつて、前号に掲げる学校職員以外のもの <u>8,000円</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>○長野市立学校職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第96号 (寒冷地手当の額)</p> <p>第12条の13 寒冷地手当の月額は、基準日における次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 世帯主（主としてその収入によつて世帯の生計を支えている者をいう。次号において同じ。）である学校職員であつて、長野市職員の給与に関する条例第8条第2項に規定する扶養親族又は他に生計の途がなく、主として、その学校職員の扶養を受けている配偶者のあるもの（教育委員会が定める学校職員を除く。） <u>16,000円</u></p> <p>(2) 世帯主である学校職員であつて、前号に掲げる学校職員以外のもの <u>9,000円</u></p> <p>(3) 略</p>

長野市立学校職員の給与に関する条例 新旧対照表【第3条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第96号 (寒冷地手当の額)</p> <p>第12条の13 寒冷地手当の月額は、基準日における次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 世帯主（主としてその収入によつて世帯の生計を支えている者をいう。次号において同じ。）である学校職員であつて、長野市職員の給与に関する条例第8条第2項に規定する扶養親族又は他に生計の途がなく、主として、その学校職員の扶養を受けている配偶者のあるもの（教育委員会が定める学校職員を除く。） <u>14,000円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>○長野市立学校職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第96号 (寒冷地手当の額)</p> <p>第12条の13 寒冷地手当の月額は、基準日における次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 世帯主（主としてその収入によつて世帯の生計を支えている者をいう。次号において同じ。）である学校職員であつて、長野市職員の給与に関する条例第8条第2項に規定する扶養親族又は他に生計の途がなく、主として、その学校職員の扶養を受けている配偶者のあるもの（教育委員会が定める学校職員を除く。） <u>15,000円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>